

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】令和3年6月17日(2021.6.17)

【公表番号】特表2020-519166(P2020-519166A)

【公表日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【年通号数】公開・登録公報2020-025

【出願番号】特願2019-560329(P2019-560329)

【国際特許分類】

H 04 W 72/10 (2009.01)

H 04 W 88/04 (2009.01)

H 04 W 92/18 (2009.01)

H 04 W 28/04 (2009.01)

【F I】

H 04 W 72/10

H 04 W 88/04

H 04 W 92/18

H 04 W 28/04

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線通信システムにおけるレポート情報(report information)を受信する方法であって、

基地局、リレー端末、及びリモート端末を備えてなり、

前記リレー端末が行うものであり、

前記リモート端末から、前記レポート情報を受信し、

前記レポート情報を前記基地局に送信し、

前記レポート情報は、前記リモート端末により行われ、スペシフィック(特定)サブバンド又はスペシフィック(特定)プールのサイドリンク測定の為のレポートである、受信方法。

【請求項2】

前記リレー端末は、構成情報を前記リモート端末に送信し、

前記構成情報は、前記リモート端末による前記サイドリンク測定を行う為に使用されるものである、請求項1に記載の受信方法。

【請求項3】

前記構成情報は、前記サイドリンク測定の期間、前記サイドリンク測定に関連するサブフレームオフセット、及び前記サイドリンク測定の測定期間のうちの少なくとも一つを含む、請求項2に記載の受信方法。

【請求項4】

前記構成情報は、事前に設定されたシグナリングを介して送信される、請求項2に記載の受信方法。

【請求項5】

前記サイドリンク測定は、スペシフィック(特定)サブバンドとスペシフィック(特定)

) サブフレーム - セットとして構成される、請求項 2 に記載の受信方法。

【請求項 6】

前記サイドリンク測定は、サブバンドスイッチング又は D M R S ( d e m o d u l a t i o n r e f e r e n c e s i g n a l ) に使用されるシンボルを除くシンボルに対して行われるか、或いは、事前に設定されたシンボルに対して行われる、請求項 2 に記載の受信方法。

【請求項 7】

前記レポート情報は、前記リモート端末の全てのサイドリンク測定結果のうち、前記リモート端末の部分的なサイドリンク測定結果のみを含む、請求項 2 に記載の受信方法。

【請求項 8】

無線通信システムにおけるリレー端末であって、  
基地局、リレー端末、及びリモート端末を備えてなり、  
前記リレー端末は、  
無線信号を送受信するトランシーバと、及び、  
前記トランシーバに接続し動作するプロセッサと、を備えてなり、  
前記プロセッサは、  
前記リモート端末から、レポート情報 ( r e p o r t i n f o r m a t i o n ) を受信するように前記トランシーバを制御し、及び  
前記レポート情報を前記基地局に送信するように前記トランシーバを制御するものであり、

前記レポート情報は、前記リモート端末により行われ、スペシフィック ( 特定 ) サブバンド又はスペシフィック ( 特定 ) プールのサイドリンク測定の為のレポートである、リレー端末。

【請求項 9】

前記リレー端末は、構成情報を前記リモート端末に送信し、  
前記構成情報は、前記リモート端末による前記サイドリンク測定を行う為に使用されるものである、請求項 8 に記載のリレー端末。

【請求項 10】

前記構成情報は、前記サイドリンク測定の期間、前記サイドリンク測定に関連するサブフレームオフセット、及び前記サイドリンク測定の測定期間のうちの少なくとも一つを含む、請求項 9 に記載のリレー端末。

【請求項 11】

前記構成情報は、事前に設定されたシグナリングを介して送信される、請求項 9 に記載のリレー端末。

【請求項 12】

前記サイドリンク測定は、スペシフィック ( 特定 ) サブバンドとスペシフィック ( 特定 ) サブフレーム - セットとして構成される、請求項 2 に記載のリレー端末。

【請求項 13】

前記サイドリンク測定は、サブバンドスイッチング又は D M R S ( d e m o d u l a t i o n r e f e r e n c e s i g n a l ) に使用されるシンボルを除くシンボルに対して行われるか、或いは、事前に設定されたシンボルに対して行われる、請求項 2 に記載のリレー端末。

【請求項 14】

前記レポート情報は、前記リモート端末の全てのサイドリンク測定結果のうち、前記リモート端末の部分的なサイドリンク測定結果のみを含む、請求項 2 に記載のリレー端末。

【請求項 15】

無線通信システムにおけるレポート情報 ( r e p o r t i n f o r m a t i o n ) を受信する、通信装置であって、  
少なくとも一つのプロセッサと、  
少なくとも一つのコンピュータメモリと、を備えてなり、

前記少なくとも一つのコンピュータメモリは、前記少なくとも一つのプロセッサと動作可能に接続されてなり、前記少なくとも一つのプロセッサによって実行されることに基づいて、動作を実行する命令を格納するものであり、

前記動作は、

前記リモート端末から、前記レポート情報を受信し、

前記レポート情報を前記基地局に送信し、

前記レポート情報は、前記リモート端末により行われ、スペシフィック（特定）サブバンド又はスペシフィック（特定）プールのサイドリンク測定の為のレポートである、通信装置。